

議長（竹島ユリ子君） 2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています4件についてお伺いいたします。

まず第1点目でございますが、役場庁舎内のトイレの改善と駐車場の整備ということでお聞きします。

皆さん方もお気づきのことと思いますが、役場庁舎内のトイレには、身障者専用のトイレは設置されておりません。体の不自由な住民の方が役場へ用事に来られて、トイレを使用したくなくても、健常者用のみであり、大変不自由な思いをしておられます。

また、駐車場は舗装されておらず、身障者用駐車スペースの設置表示もなく、車いすを利用されている方たちには大変不自由な思いをかけています。改善策や改善時期、そういったものについてお伺いするわけでございます。

次に、第2点目でございますが、小学校改修工事に伴う通学・通園道路の確保と安全対策についてでございます。

小学校の改修・増築工事の設計段階での安全対策についてお聞きしますが、工事車両の通行帯と通学・通園道路が同一道路となる場合は、どのようにして通学・通園道路の確保、安全対策を講じていくのか、これをお聞きします。

道路の利用計画及び通学・通園道路の変更計画等が立案されれば、どのようにして父兄や関係者へ周知徹底を図っていくのか。住民の方々は大変不安に思っておられます。早い時期にこの説明会等の計画を要望したいと思います。

なお、私案としてお聞きいただきたいのですが、オレンジパークふなはし公園の角より保育所前への農道を舗装して、若干遠回りにはなりますが、学校、保育所を中心として南部方面の方々の通学・通園道路としての活用をすれば、混雑が幾らかでも解消になるのではないかと思いますので、工事期間の長さを考えながら、絶対的な安全対策を講じていただきたいというふうに思います。

次に3点目ですが、オレンジパークふなはし公園内の遊具、芝生の管理状況及び今後の公園活用についてお伺いいたします。

公園内に設置されています遊具の管理状況はどのようになっていますか。芝生の管理状況はどうか。また、隣接していますトイレの水を利用して、自家用車の洗車をしている方がいると聞きましたが、現状はどうなっていますか。そして今後はどのようにして取り締まりなり、器具の改善等を行っていくのですか。公園の利用規制や利用計画

はどのようにお考えですか。

私は、小さい子どもたちがたくさん遊びに来れる公園づくりを目指すべきと考えますが、どのように運営されるのかお聞きいたします。

最後になりますが、4点目として、営農組織体制の整備及び取り組みについてお伺いいたします。

昨年6月議会の一般質問で、営農組合組織や認定農業者で組織する(仮称)舟橋村農業公社の考え方についてお尋ねしたところ、村長より「生産組織の充実強化、担い手集団の育成を図り、公社設立に結びつけたいものだ」と答弁をいただいていたところですが、その後どのように進んでいるかお伺いいたします。

村内の農用地の流動化、利用権設定でございますが、2月の農業委員会への承認申請が新規で11件、再認定で2件、面積としては5.59ヘクタールとなっております。4月の農業委員会へは9件で、4.9ヘクタールの申請が寄せられているとお聞きしましたが、今後、多数の方より委託希望が出た場合に、受託者不足が発生すると思われるので、新年度中に検討委員会等を設立し、組織化を講じていかないと、村内にも多くの耕作放棄地ができるのではないかと危惧されますので、村長の考えをお伺いしたいと思います。

以上、4点でございます。

議長(竹島ユリ子君) 村長 金森勝雄君。

村長(金森勝雄君) 明和議員のご質問にお答えいたします。

まず、庁舎のバリアフリー化についてお答えいたしたいと思っております。

ご承知のとおり、この建物につきましては、昭和51年6月に竣工しておりまして、築後30年余り経過しております。その間、建築物に関する幾つかの制度、法律の改正がありました。

1つは、昭和56年6月の建築基準法施行令の改正によりまして、新耐震基準が定められ、それ以前に建てられた建物の耐震化が求められておりますし、いま一つは、平成6年6月の高齢者、身体障害者の方々が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、いわゆる「ハートビル法」が施行されまして、バリアフリー化の促進が求められた次第であります。

議員ご指摘のとおり、庁舎のバリアフリー化や駐車場の舗装、あるいは身障者の方々のトイレは装備しておりません。私も、一日も早く対応が必要だと考えております。し

かし、ご案内のとおり、平成20年度、21年度には、建築事業費といいますと2年度にわたってですが、9億数千万の投資をいたしまして、小学校の改修工事を予定しておりますわけですので、同期にこのような事業等に取り組むことは、私は財政的なことを考えますと、非常に無理なような気がするという語弊がございますが、そういうことがあります。

そういうことで、十分そういった財源に関する研究をいたしまして、こういったことでやれるかということを経済的に建物を含めた計画をつくりまして対応してまいりたいというふうにも考えておるわけございまして、今年度はあらかじめ延命を図るということで、庁舎の屋上の防水をやり直すということで予算計上させていただいたところでございます。

先ほど言いましたように、21年度以降は、緊急性の高い建築物を優先とする年次計画のもとで整備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、小学校改修に伴う通学・通園路の確保と安全対策についての質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、小学校の改修工事は、総事業費9億4,600万円を投資する平成20年度、21年度の2カ年継続の大型プロジェクト事業であります。この改修工事は、現状の校舎を使用しながらの施工であり、ご承知のとおり2年にわたる長い期間であります。そういうことから考えますと、付近には保育所もございまして、安全性の確保には十分配慮しなくてはならないということは、議員のご指摘のとおりでございますので、私もそれを心がけてまいり所存でございます。

特に工事車両の搬入路につきましては、設計コンサルタントと幾度も協議を重ねており、現時点での搬入路は2カ所を予定しております。1つは校舎北側、グラウンド側の正門、もう1つは校舎南側の保育所前であります。

議員より、オレンジパークふなはし角から保育所前の通路を舗装し、通学・通園路とすご提案を賜ったわけでございますけれども、今回の増築箇所が南側でございますので、保育所前が主な搬入路となるということでもありますので、議員の提案された路線では、安全性の確保に無理があるというふうに理解しておるところでございます。

いずれにしても、小学校改修工事は現在、実施設計段階でもありますので、設計完了後の早い時期に、小学校及び保育所児童の保護者あるいは周辺住民の地権者等も対

象にした説明会を開催いたしまして、事業に対する理解と協力をいただくよう周知徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、京坪川河川公園についてお答えいたします。

この公園を供用開始いたしましてから、平成17年度の初めには、議員ご指摘のとおり、一部の不心得者によりまして洗車をしたということが通告されたわけでございます。この件にかかわる車両は2台でありまして、そのナンバーが錯綜したことによりまして、陸運局の調査では、所有者が判明したけれども、どの車が該当しておるのかということとは特定できなかったのであります。残念ながらそういう実態でございます。幸いにも、その後、同事例が発生しておりませんので、未解決のまま今日に至っております。

いずれにいたしましても、公共施設利用のマナーといえますか、私はモラルの問題であると思っております。

次に、規制につきましては、この河川公園は「だれもが集える公園」として利用していただきたいということが念願でありますので、平成15年に制定いたしました舟橋村都市公園条例並びに同条例の施行規則にうたってある規制以外に定めるとすることは、今のところ考えていないのであります。

また、公園の管理につきましては、従来は村主体といえますか、行政で管理してまいりましたけれども、先ほど前原議員の質問にもございましたように、これからは住民、地域、団体、行政による協働による管理が一番大切なことであると考えております。

そのためには、環境美化意識の向上という共通の意識を持ち、個人ができること、地域・団体ができること、行政がやるべきことを、それぞれが責任で管理していく体制整備の必要性から、公園などの美化・清掃活動を住民や地域が里親となって、ボランティアで管理する「環境美化里親制度」を昨年7月に策定し、実施しておりますのでございます。

これは、公園の利用者 住民ばかりでないのでございますが 利用者であると同時に、管理する者であるということです。そしてまた、ごみを持ち帰るといったことで、美化に対する自己啓発と地域を愛する気持ちを醸成することが大変大切なことだと私は思っておりますのでございまして、この公園は、先ほども言いましたように、多くの方に利用していただくためにも整備したという経緯もございまして、今後とも利用者の環境美化への意識の向上を図るとともに、協働型管理体制の推進に努めてまいりますので、

どうか議員各位のご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、公園内の大型遊具の管理のことでございますけれども、18年度に設置いたしまして、19年度から供用開始してあるわけでございます。いずれにいたしましても、今後こういった遊具を利用される方々が安全に利用できるような体制が一番大切でございますので、そういう点から、定期的に専門業者に点検整備を委託していかなければならないとも考えておるわけでございます。

また、公園の活用につきましては、河川公園としての特徴を十分考慮いたしまして、住民の皆さんのご意見や、あるいはまた先ほども言いました協定を結びました富山大学の皆さん方のアドバイスをいただきながら、公園の維持管理とあわせまして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、営農組織体制の整備でございますが、議員ご指摘のとおり、私はこれまでの村議会におきまして、個別経営あるいはまた集落営農組織など、こういった生産組織の育成、さらにはその充実強化に努めてまいるということを申し上げてまいったところであります。

村では、担い手育成総合支援協議会というものがございまして、それを中心に認定農業者や集落営農組織、いわゆる担い手の育成支援を行っているのであります。現在、村内の担い手は5人の認定農業者 そのうち2人は海老江集落営農組合員の方でございますが と2つの集落営農組合から成り立っているのであります。平成18年度に海老江集落営農組合が特定農業団体化いたしまして、その他の地区でも担い手設立などの話し合いが行われてきたわけでございますが、なかなか担い手の合意形成に至っていないのが実態であります。特に現在、高齢化等によりまして耕作できなくなりまして、農地の流動化が少ない担い手に集中しているのが現状であります。特に未整備田の地域では、条件が悪く、それを受けてくれる人が見つからないという深刻な声も聞いておる次第であります。

議員ご指摘のとおり、このままでは耕作放棄地の発生もこれから増えてくるんじゃないかということも懸念されることは、私自身も思っておるわけでございます。これらを解決するためには、乗り越えていかなければならない大きな課題があると認識しておるものであります。

それは、「舟橋村の農業を創造する会」が平成17年度に立ち上げさせていただいたわけでございますが、その会から平成18年3月に村へ提出された報告書には、その担い

手の対策として提案事項が記載されておるわけでございます。その内容を言いますと、1つ目には、未整備地区の基盤整備及び新規営農組織を立ち上げること。2つ目には、既存組織の再編・強化であるということの提言を受けておるわけでございます。

その中身を申し上げますと、まず1つ目の未整備地区の基盤整備と新規組織の育成につきましては、私が先ほど言いましたように、こういった提言を受けましたので、支援してまいりたいということをおっしゃるわけでございまして、そのような財政支援もしておるところでございます。また、担い手への農地集積や新規担い手の設立において、圧倒的に不利となるのは、私は未整備地域というのは、大型圃場になっていない10アール区画のところを指しておるわけでございます。中には、これまで圃場整備の話をしていろいろとされたように聞いておりますけれども、なかなかそれが具体化しなかったという地域でもあるわけです。現在のこういった圃場整備事業の制度では、担い手の設立や集積と同時に圃場整備事業に取り組んだならば、最小限の地元負担金で実施できるようなプログラムになっておるわけでございます。

例えて申し上げますと、20町歩の圃場整備区域を指定するならば、そのうちの3割、4割が1ヘクタールの農地であるというような制限もございまして、そういったことによりまして、地元負担といいますが、個人負担というのは1割に満たないというところもあるわけです。そういった点では、恵まれた環境にあるということもございまして、それぞれの地区に事例を見せながら求めてきたわけでございまして、なかなか地元の方々の理解を得られないというのが現状だと私は思っております。

そういうことで、こういうことではいけないということで、もう一度圃場整備を考えていただきたいという呼びかけ、アクションを起こしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

2つ目には、受け手不足に対応するための既存の組織の再編・強化であります。

現在、村内には海老江集落営農組合と東和営農組合の2つの組織があります。1つは、耕起代かき、田植え、刈り取りを主に受託しておりますし、もう一方は、育苗、刈り取り、乾燥作業を主に受託しております。このことから、両組織が法人化したしまして、組織を再編・強化すれば、受託面積の増加にもつながり、行く行くは農地の利用調整機能も有した農作業受託組織の設立も期待できるということをおっしゃるわけでございます。

そうしたことで、両組織が統合していただければ、私は舟橋村農業公社の足がかり

になるということを期待しておるわけでございまして、どうかそのように今後ともそれぞれの組合の皆さんに呼びかけをいたしまして、ご理解を賜ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、私は担い手育成総合支援協議会というものがございまして、そういったメンバーの方々と十分相談いたしまして、物心両面で支援してまいる所存でございます。

議員がご質問の中で、新年度中に委員会等の設置等をいろいろと話をされたわけでございますけれども、私はこれらの問題は一足に解決できないとは思いますが、明和議員をはじめとする関係の皆さん、あるいはまた有識者の方の力をいただきながら、検討委員会等の設置の部分を含めまして、早期に検討してまいる所存であります。

どうか今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。